

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第185号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成22年9月20日 05時00分ごろ	
発生場所	千葉県千葉港千葉第4区 市原市千葉港千種第6号灯浮標 (概位 北緯35°30.9′ 東経140°01.9′)	
事故等調査の経過	平成22年9月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第3<sup>いちへい</sup>市平丸、1.1トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 CB3—51477（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	本船 船首部の損壊 灯浮標 ロープ係留金具の曲損及び灯浮標基部の擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、市原市千種海岸沖を約12ノットの速力で北東進中、平成22年9月20日05時00分ごろ千葉港千種第6号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	日出時刻は、05時25分であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、千葉港千葉第4区において、千種海岸沖を北東進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったため、本件灯浮標を見落とし、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、千葉港千葉第4区において、千種海岸沖を北東進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったため、本件灯浮標を見落とし、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	